

# 千葉県報

定例  
令和6年6月7日

## 主要目次

- 告示
  - 一 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
  - 一 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除
  - 一 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅
  - 一 土砂災害警戒区域の指定（四件）
  - 一 土砂災害特別警戒区域の指定（四件）
  - 六 公安委員会告示
- 公告
  - 一 指定講習機関の変更の届出
  - 一 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請
  - 一 特定調達公告
  - 一 落札者等の公告

## 告示

## 示

### 千葉県告示第三百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年千葉県告示第五十四号（土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部（別図のとおり）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 当該区域において講じられた実施措置 土壌汚染の除去  
（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

### 千葉県告示第三百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年千葉県告示第五十五号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の一部について次のとおり指定を解除する。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定を解除する区域 八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部（別図のとおり）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

### 千葉県告示第三百三十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三條の二第一項第一号の規定により、次の加入区については令和二年六月六日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和六年六月五日付けで消滅した。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 船橋加入区

### 千葉県告示第三百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
押畑八	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
押畑九	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
押畑一〇	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

下金山四	成田市下金山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下金山五	成田市下金山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和田三	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和田四	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和田五	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和田六	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和田七	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第三百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
興津一八	勝浦市興津及び上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
興津一九	勝浦市興津及び植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
興津二〇	勝浦市興津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中里五	勝浦市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
植野九	勝浦市植野及び興津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
植野一〇	勝浦市植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

植野一一	勝浦市植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
植野一二	勝浦市植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
植野一三	勝浦市植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
植野一四	勝浦市植野及び上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
荒川六	勝浦市荒川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野四二	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野四三	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野四四	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野四五	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上植野四六	勝浦市上植野及び名木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中島九	勝浦市中島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中島一〇	勝浦市中島の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
赤羽根九	勝浦市赤羽根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上野一	勝浦市上野及び上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下布施五九	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐室一九	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
佐室二〇	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

新田五五	小沢六〇	小沢五九	小沢五八	小沢五七	小沢五九	小沢五八	小沢五七	小沢五六	小沢五五	小沢五四	小沢五三	小沢五二	小沢五一	小沢四〇	小沢三九	小沢三八	小沢二八
いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢及び小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢及び新田若山深堀入会地の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢及び新田若山深堀入会地の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市小沢の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

長志二三	大原二一〇	大原二一九	大原二一八	大原二一七	大原二一六	大原二一五	大原二一四	大原二一三	大原二一二	大原二一一	大原二一〇	新田六一	新田六〇	新田五九	新田五八	新田五七	新田五六
いすみ市長志の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市大原の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市新田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大多喜一〇	大多喜九	大多喜八	大多喜七	大多喜六	西部田六	西部田五	西部田四	沢部一四	沢部一三	沢部一二	山田六七	長志二八	長志二七	長志二六	長志二五	長志二四
ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域	面を示す区域	面を示す区域	面を示す区域	面を示す区域	面を示す区域	面を示す区域	面を示す区域	面を示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

久保一五	柳原一	桜台二	桜台一	新丁三	上原一三	上原一二	上原一一	上原一〇	上原九	上原八	上原七	上原六	上原五	小谷松三	小谷松二	大多喜一二	大多喜一一
夷隅郡御宿町久保及び須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町柳原及び上原の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町桜台の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町新丁の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原及び西部田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原及び新丁の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原及び新丁の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町小谷松の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町小谷松の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町大多喜及び桜台の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

久保一六	うち、次の図面に示す区域 夷隅郡御宿町久保及び御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保一七	夷隅郡御宿町久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二六	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二七	夷隅郡御宿町御宿台及び須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二八	夷隅郡御宿町御宿台及び浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台二九	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
御宿台三〇	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜一四	夷隅郡御宿町浜及び御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
浜一五	夷隅郡御宿町浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩和田四一	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩和田四二	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩和田四三	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩和田四四	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩和田四五	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩和田四六	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩和田四七	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六軒町五	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

六軒町六	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六軒町七	夷隅郡御宿町六軒町及び岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六軒町八	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六軒町九	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**千葉県告示第三百三十七号**  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
 なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第百五十四号（土砂災害警戒区域の指定）及び令和二年千葉県告示第二百一十一号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。  
 令和六年六月七日  
 千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蔵持五	長生郡長南町蔵持及び千田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長柄山一	長生郡長柄町長柄山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
蔵持五	長生郡長南町蔵持の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蔵持五	長生郡長南町蔵持の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長柄山一	長生郡長柄町長柄山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長南二五	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南二六	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南二七	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南二八	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南二九	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南三〇	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南三一	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南三二	長生郡長南町長南及び坂本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南三三	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南三四	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長南三五	長生郡長南町長南及び坂本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するための建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
押畑八	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
押畑九	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
押畑一〇	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下金山四	成田市下金山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下金山五	成田市下金山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和田三	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和田四	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和田五	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和田六	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和田七	成田市和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和六年六月七日

千葉県知事

熊谷 俊人

上植野四四	上植野四三	上植野四二	植野一四	植野一三	植野一一	植野一〇	植野九	中里五	興津二〇	興津一九	興津一八	区域の名称
勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市植野及び上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市植野及び興津の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市興津の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市興津及び植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市興津及び上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	指定の区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

上植野四五	上植野四六	中島九	中島一〇	赤羽根九	下布施五九	佐室一九	佐室二〇	積迎谷二八	積迎谷二九	積迎谷三〇	積迎谷三一	積迎谷三二	積迎谷三三	積迎谷三四	積迎谷三五
勝浦市上植野の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市上植野及び名木の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市中島の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市中島の区域のうち、次の図面に示す区域	勝浦市赤羽根の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市下布施の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷及び新田若山深堀入会地の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷及び小沢の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷の区域のうち、次の図面に示す区域	いすみ市積迎谷及び下布施の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり





大多喜一二	大多喜一一	大多喜一〇	大多喜九	大多喜八	大多喜七	大多喜六	西部田六	西部田五	西部田四	沢部一四	沢部一三
区域 夷隅郡大多喜町大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町大多喜及び桜台の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町大多喜の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町西部田の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町西部田及び猿稻の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 上原の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町西部田及び佐室の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 いすみ市沢部の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
新丁三	上原一三	上原一二	上原一一	上原一〇	上原九	上原八	上原七	上原六	上原五	小谷松三	小谷松二
区域 夷隅郡大多喜町新丁の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原及び西部田の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原及び新丁の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原及び新丁の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町上原の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町小谷松の区域のうち、次の図面に示す区域	区域 夷隅郡大多喜町小谷松の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

浜一五	浜一四	御宿台二九	御宿台二八	御宿台二七	御宿台二六	久保一七	久保一六	久保一五	柳原一	桜台二	桜台一
ち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町浜及び御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台及び浜の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台及び須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保及び御宿台の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町久保及び須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町柳原及び上原の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町桜台の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡大多喜町桜台の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び夷隅土木事務所に備えて縦覧に供する。）

六軒町九	六軒町八	六軒町七	六軒町六	六軒町五	岩和田四七	岩和田四五	岩和田四四	岩和田四三	岩和田四二	岩和田四一
夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町及び岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町六軒町の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域	夷隅郡御宿町岩和田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

千葉県告示第三百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
なお、同項の規定により平成二十二年千葉県告示第百五十七号（土砂災害特別警戒区域の指定）及び令和二年千葉県告示第百二十二号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。  
令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
長柄山一	長生郡長柄町長柄山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵持五	長生郡長南町蔵持及び千田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
長柄山一	長生郡長柄町長柄山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵持五	長生郡長南町蔵持の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
長南二五	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南二六	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南二七	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南二八	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南二九	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南三〇	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南三一	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南三二	長生郡長南町長南及び坂本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南三三	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南三四	長生郡長南町長南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長南三五	長生郡長南町長南及び坂本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 公安委員会告示

#### 千葉県公安委員会告示第21号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。

令和6年6月7日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利

特定講習の種別	指定講習機関の名称	変更に係る事項			変更年月日
		名称	住所	代表者の氏名	
普通免許に係る初心運転者講習	柏南自動車教習所	変更前	株式会社相南自動車教習所	令和4年1月1日	
		変更後	株式会社アールドライバーズ西北		
		変更前	柏市高柳21番地		
		変更後	大阪府大阪市港区磯路三丁目9番15号		
		変更前	有馬 洋一		
		変更後	高士 雅次		

### 公告

#### 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する次のとおり裁定の申請があった。

なお、申請に係る農地の所有者等は、令和六年六月七日から六月二十一日まで、千葉県農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができむ。

令和六年六月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目	面 積
佐倉市鹿島干拓	五〇六番	田	四六九平方メートル
〃	五〇八番	〃	六二八平方メートル
〃	五〇九番	〃	七六〇平方メートル

#### 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

#### 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。

#### 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和六年十二月一日	二十年	一三三、二八〇円

### 特 定 調 達 公 告

この特定調達公告は、WTOに基づいて政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。

#### 落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年6月7日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項

#### その1

- ①税トータルクレンシステム運用保守業務委託 一式
- ②千葉県総務部税務課 千葉市中央区市場町1番1号
- ③令和6年4月1日
- ④株式会社日立製作所千葉支店 千葉市中央区新千葉一丁目4番3号
- ⑤70,379,100円
- ⑥随意契約
- ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号
- ⑨その2
- ⑩税トータルクレンシステム改修業務委託（エルトックス（電子申告）対象税目拡大対応）

一式 ②千葉県総務部税務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年4月1日 ④株式会社日立製作所千葉支店 千葉市中央区新千葉一丁目4番3号 ⑤54,945,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

その3

①税トータルシステムサーバー・クライアント機器等賃貸借（仮想サーバーに係る保守延長対応分）一式 ②千葉県総務部税務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年4月1日 ④三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ⑤55,949,344円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

その4

①税トータルシステム改修業務委託（エルタックス（共通納税）速報取込対応）一式 ②千葉県総務部税務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年4月1日 ④株式会社日立製作所千葉支店 千葉市中央区新千葉一丁目4番3号 ⑤39,831,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

購読料

本号

一部

四二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購

読

申

込

先

〇四三(二二三)二六五八